

医療費助成制度のお知らせ

次の要件に該当する方は、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請し、受給者証の交付を受けてください。
なお、すでに受給者証の交付を受けている方は、あらためて申請する必要はありません。

重度心身障害者医療費助成制度

- ◎助成が受けられる要件
次の全ての要件を満たす方
- ①市内に住民登録があり健康保険に入っている方
- ②家庭の状況が次に該当する方
- ③主たる生計維持者の所得が制限額以内である方

◎負担内容

※65歳以上の方は、一部の知的障がいのある方を除き、後期高齢者医療制度への加入が条件となります。

- ②次のいずれかの障がいのある方

- ・身体障害者手帳の交付を受けしており、身体障害者障害程度等級表1級、2級または3級の内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害のみ）
- ・精神障がいがある方。またはA判定の知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方。またはB判定が50以下と判定（診断）された方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けおり、障害等級の1級に該当する方
- ・主たる生計維持者の所得が制限額以内である方

◎負担内容

- 一般世帯 1割負担
通院（月額上限）1万2千円
入院（月額上限）4万4千円

乳幼児等医療費助成制度

◎助成が受けられる要件

◎手手続きに必要なもの

- ①市内に住民登録があり健康保険に入している方
- ②中学校就学前の12歳以下の方
- ③主たる生計維持者の所得が制限額以内である方

- ・3歳未満または住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 医科580円、歯科510円、柔道整復・鍼灸270円
- ・3歳未満または住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 医科580円、歯科510円

◎手手続きに必要なもの

- 印鑑

ひとり親家庭等医療費助成制度

◎助成が受けられる要件

◎負担内容

- 一般世帯 1割負担
通院（月額上限）1万2千円
入院（月額上限）4万4千円

- ①市内に住民登録があり健康保険に入している方
- ②家庭の状況が次に該当する方
- ③母・父親：ひとり親家庭などまたは監護している方

◎手手続きに必要なもの

- 印鑑

◆受給者証をお持ちの方は、次にご注意ください。

- ①入院するときは、加入している健康保険から『限度額適用認定証』または『限度額適用・標準負担額認定証』の交付を受け、保険証・受給者証と一緒に病院の会計窓口へ提出してください。

◎受給者証の更新について

- 受給資格をお持ちの方で8月以降も引き続き医療費の助成が受けられる方には、新たな受給者証を7月下旬に郵送しています。ご不明な点がありましたら問い合わせください。

印鑑

印鑑

印鑑